

平成27年度 日本体操協会トランポリン関係者 保険加入ご案内

加入については、本説明書を熟読され、
間違いのないよう手続きをお願いします。

本年度より賠償責任保険のみの取り扱いとなります。
スポーツ安全保険の取扱いはなくなりましたので、個別の対応を
お願いします。

★保険料送金先 (口座が変更になっています)

三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店 普通口座 0506696
ザイ) ニホンタイソウキョウカイ

必ず名義人のお名前の前に会員番号6桁をつけてください。
または、通信文に会員番号6桁を入れてください。
ホームページにログインするときの利用者番号10桁は入力しないでください。

登録料と合算しての振り込みはできません。必ず単独で送金してください。

★保険料

賠償責任保険.....1,000 円

★お問い合わせ

公益財団法人日本体操協会 事務局 担当 磯部

TEL 03-3481-2341 FAX 03-3481-2344 E-Mail isobe@jpn-gym.or.jp

コーチ・指導者のための保険について

加入できる方は、トランポリンコーチ1・2・3種、普及指導員、競技審判員1・2・3・4種、シャトル競技審判員の有資格者で、平成27年度の登録をしようとする方です。登録以前に加入申し込みをできます。

プロの指導者、営利目的の団体の指導者、指導を生業としている場合は、加入できない場合がありますので、スポーツ賠償保険の説明に記載されています代理店にご連絡いただき確認してください。

加入手続きの結果については、ホームページの「会員専用ページ」の登録状況画面で確認できます。

保険加入状況についてのお問い合わせについては、ご遠慮ください。会員専用ページにてご確認ください。

◆賠償責任保険は三井住友海上保険に代理店をとおして加入

保険の公益財団法人日本体操協会が契約者となり登録された 資格保有者を被保険者とする団体契約です。被保険者であるコーチ・指導者がトランポリンの練習、競技または指導に従事中に発生した他人（主にコーチを受ける人達）の身体障害や財物損害等の事故に対してコーチが負担する法律上の損害賠償責任に対して保険金を支払う保険制度です。ケガがその本人の落ち度が原因の場合はコーチに責任はありませんので保険適用の事故とはなりません。

4月20日まで手続きされた方は、さかのぼって4月1日から適用になります。

4月21日から5月20日までに手続きされた方は、6月1日から適用、その後は当月20日までの手続きで、翌月1日からの適用になります。

保険料 賠償責任保険 年間1,000円

★ご注意

登録料に合算して振り込むことはできません。保険料は単独でお振り込みください。

お振り込みいただく場合は必ず名義人の前に会員番号をつけるか、通信文に会員番号をいれてください。会員番号が無い場合は、保険加入できませんのでご了承ください。

その他振り込みに関する注意事項は、登録料と同じです。

【事故が起きた場合】

事故が起きた場合は、
事故発生後、2週間以内に代理店担当者までご連絡ください。

ご連絡内容 会員番号、お名前、郵便番号、住所、電話番号、
事故の内容・ケガの概要

事故のご連絡が無く、ケガが完治された後に保険請求されても保険金のお支払いができない場合がありますので、必ず、発生後2週間以内(できるだけ早く)にご連絡くださいますようお願いいたします。

個人賠償保険について

公益財団法人日本体操協会が契約者となり登録された資格保有者を被保険者とする団体契約です。被保険者であるコーチがトランポリンの練習、競技または指導に従事中に発生した他人（主にコーチを受ける人達）の身体障害や財物損害等の事故に対してコーチが負担する法律上の損害賠償責任に対して保険金を支払う保険制度です。ケガがその本人の落ち度が原因の場合はコーチに責任はありませんので保険適用の事故とはなりません。

※保険金(てん補限度額) 750万円(免責金額 1万円)

被保険者が事故により法律上負担しなければならない医療費関係、休業補償、慰謝料、後遺障害補償や遺族補償、弁護士費用などの損害賠償金を上限 750万円 まで保険金としてお支払いいたします。

保険の内容質問や万一の事故の連絡は代理店の担当者までお電話下さい。

また保険会社の承認なしで賠償責任を認めたり賠償金などを支払われた時は保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

三井住友海上火災保険株式会社 新宿支店新宿第2支社 担当浅野/佐藤
東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル TEL 0 3-3 3 4 4-3 6 1 4 (代)

(取扱代理店)

有限会社北村損害保険事務所 担当 北村 治
東京都中野区江古田 4-4 0-8 TEL 0 3-3 3 8 6-3 9 9 1 (代)

【支払われる保険金】

1. 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。

・被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（注1）

※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

・保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（注2）

・他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用（注3）

・他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用（注3）

・保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用（注3）

（注1）損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（注2）争訟費用については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。（注3）原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。

2. 損害賠償金は、被害者、他の者（たとえば施設の管理者）の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談等については、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。

なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。

3.この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

【保険金が支払われない主な場合】

1.法律上の賠償責任が発生しない損害

(例1) サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをさせた場合 (例2) 野球でボールが相手のメガネにあたり、メガネを破損させた場合※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしていても、必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。(例3) 体育館、運動場などの体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生し団体の構成員が個人として賠償責任を負うケースはないものと考えられます。

2.次のような事由に起因する賠償責任

・被保険者の故意

・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打

・自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む)・航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む)・船舶(人力または風力を原動力とするものを除く)の所有、使用または管理

(例) 自動車で集合場所へ行く途中、自動車事故を起こして賠償責任を負った場合は、支払われません。ただし、自分のケガに対しては、傷害保険が支払われます。狩猟、地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など。

3.被保険者と同居する親族に対する賠償責任

4.被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。)

(例) テニスのラケット、あるいはバレーボールのネットなどを借りて過ぎて壊した場合には支払われませんが、一時的に使用している体育館の窓ガラスを過ぎて割ってしまった場合は支払われます。

5.被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害

(例) ハイキングに行くためにおにぎりを作ったが、それが原因で第三者が食中毒となった場合には支払われません。

6.学校または保育所の管理下における活動に起因する損害

7.山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害(ただし、D 区分に加入の場合は対象となります。)

8.被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。)

9.被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害

10.日本国外で行う活動に起因する事故(AW区分については一部対象となります。)

11.保険期間外に発生した事故

団体管理下とは

「団体管理下」とは、日本体操協会が公認する普及指導員、コーチ有資格者、審判員がトランポリン指導中におこなう活動をいいます。

個人練習等の活動は含まれません。

また、合宿中などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。

学校管理下の活動は対象となりません

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明が必要となります。学校管理下か否かは学校長の判断によります。